

1. 充電設備等の移設

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の移設とは、補助金の交付を受けた充電設備等の所有者が変わらずに、設置場所を変更することをいいます。なお、充電設備等の撤去日^(注1)以降の移設計画変更など、補助金交付目的に反した使用をセンターで確認した場合は、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

注1：充電設備等（周辺機器、配線等を含め）の撤去および他の理由による稼働中止日。

2. 財産処分（移設）の手続き

実施状況報告書および要部写真を郵送もしくは電子メール^(注2)で提出してください。センターは提出書類を確認の上、財産処分承認申請の要否を含め申請者に回答を連絡します。申請者はその前に移設をしてはいけません。

注2：電子メールご利用の場合、提出書類をPDF化し添付してください。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**

要部写真（財産処分）

記載例：[実施状況報告書（財産処分）移設前](#)

[要部写真（財産処分）移設前](#)

提出先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当
〒103-0027

東京都中央区日本橋1-16-3 日本橋木村ビル5階

TEL 03-3548-2871 FAX 03-3548-2872

E-mail: zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

3. 以降の手続き

手続きは処分（移設）の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

(1) 財産処分承認申請が不要な例

充電設備等の移設完了後、以下の書類に必要事項を記載しセンターに提出していただきます。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**

要部写真（財産処分）

充電設備等設置状態の平面図（移設後）

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11） ※設置場所変更の場合

記載例：[実施状況報告書（財産処分）移設後](#)

[要部写真（財産処分）移設後](#)

[取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）](#)

(2) 財産処分承認申請が必要な例

財産処分承認申請書（様式22）により申請いただき、センターは申請内容を確認した上で財産処分承認通知書（様式23）を発行します。申請者は財産処分承認通知書（様式23）を受領する前に移設をしてはいけません。

提出書類：**財産処分承認申請書（様式22）**

記載例：[財産処分承認申請書（様式22）移設](#)

以上